

## 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和元年12月議会の議決を経た後に正式に指定することになる。

### 1 指定概要

#### (1) 施設概要

名称：総合体育館等26スポーツ施設  
所在地・施設内容：別添資料のとおり

#### (2) 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

#### (3) 指定管理者候補の概要

名称：公益財団法人北九州市スポーツ協会  
所在地：北九州市八幡東区八王寺町4番1号  
主な業務内容：指導者の養成講習会、選手強化講習会、加盟団体主催の競技会の共催、北九州市市民体育祭の共催、県民体育大会選手派遣等の事業。スポーツ施設の管理運営を通じたスポーツ環境の情報発信、市民の健康、体力づくりに貢献するスポーツ教室、健康教室等の事業の展開。

### 2 指定の経緯

令和元年	9月 5日	募集説明会
元年	8月30日～9月26日	申請書及び提案書の受付
元年	10月 7日～8日	指定管理者検討会の開催
元年	11月	指定管理者候補を決定

#### (1) 応募資格

- ア 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- イ 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ウ 募集説明会に参加していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が募集説明会に参加していること。)
- エ スポーツ施設の管理運営及びスポーツ振興に関するノウハウや能力を有する

こと。

## (2) 応募状況

説明会参加：11団体

応募件数：1団体

## 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討した。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定した。

## 4 検討会構成員

[学識経験者]

南 博（北九州市立大学 地域戦略研究所 兼 地域創生学群 教授）

[学識経験者]

田代 利恵（九州共立大学 スポーツ学部 スポーツ学科 教授）

[スポーツクラブ経営・育成]

井口 佳久（特定非営利活動法人スポーツウェイヴ九州 理事）

[財務専門家]

寺崎 政勝（寺崎政勝税理士事務所 所長）

[企業経営有識者]

河邊 政恵（株式会社リバー不動産 代表取締役社長）

## 5 選定基準

選定基準（＝審査項目）目及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
	③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2	管理運営計画の適確性

**【有効性】****(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み**

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
- ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
- ③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
- ④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。

**(2) 利用者の満足度**

- ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
- ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
- ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
- ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
- ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

**【効率性】****(3) 指定管理業務に係る経費**

- ① 指定管理業務に係る費用が妥当なものであるか。
- ② 経費を低減するための実施可能な提案があるか（市の仕様書の変更による効率化を含む）。
- ③ 施設の管理運営（指定管理業務）に係る収支計画の内容が合理的かつ妥当なものであるか。
- ④ 清掃、警備、設備の保守点検などの業務について指定管理者から再委託が行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫されているか。

**(4) 収入の増加に向けた創意工夫**

- ① 収入を増加するための実施可能な提案があるか。

**【適正性】****(5) 管理運営体制など**

- ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
- ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
- ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
- ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
- ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。

**(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など**

- ① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
- ② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
- ③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
- ④ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

## 6 審査結果

### (1) 得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル					審査 結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
公益財団 法人 北九州市 スポーツ 協会	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	5	3	3	4	3	4	3	3
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	3	4	3	4	3	3	3
	(3) 実績や経験など	5	3	3	4	3	3	3	3
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み	30	3	3	4	3	4	3	18
	(2) 利用者の満足度	10	3	4	3	3	3	3	6
	【効率性】								
	(3) 指定管理業務に係る経費	15	3	3	3	3	3	3	9
	(4) 収入増加に向けた創意工夫	10	3	3	3	3	3	3	6
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	3	3	4	4	3	3	6
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	4	3	3	3	3	3	6
合 計	100	62	63	70	63	67	-	60	
地元団体に対する優遇措置（5点）								65	

### (2) 検討会における主な意見

- ・スポーツ協会としての立場と指定管理者としての立場の整理をしてほしい。
- ・施設の有効利用等について、あと一步踏み込んだ提案があればよかった。
- ・しっかりとした体制で、適正な対応が期待できる。
- ・団体の特徴を生かした安定的な運営が期待できる。
- ・財政的な面やIT環境の変化への対応等について、少し不安はあるものの、評議員等の入れ替わりが一定数あることから、環境の変化に対する対応を期待できる。

### (3) 検討会における検討結果

施設の有効活用等についての提案に物足りなさはあるものの、競技団体との連携も含めしっかりとした人的基盤を有しているため、安定的な運営が期待できる。また、組織内の評議員等の入れ替わりが一定数あることから、環境の変化に対応した運営に期待できる。以上のことから、総合体育館等26スポーツ施設の業務を行うのに十分な適格性を有していると考えられる。

## 7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、公益財団法人北九州市スポーツ協会を指定管理者候補に選定した。

### (1) 選定された団体の主な提案内容

別紙『提案概要』のとおり。

### (2) 市における主な選定理由

- ・指定管理者として十分な実績があり、安定した施設運営を期待できる。
- ・早朝開館サービスや閉館延長サービスなど、市の施策を十分理解したうえで、その施策に寄与するような提案をしていることは、評価できる。
- ・大規模大会開催時に、スポーツ協会加盟団体と連携し、円滑な大会運営に尽力することで、市のスポーツ振興に寄与していることは、高く評価できる。

### (3) 付帯意見

- ・財務管理を厳格に行い、安定的で持続可能な運営を確保すること。

## 8 提案額

512,199千円（令和2年度～6年度までの各年度）

## 北九州市立総合体育館等26スポーツ施設施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	建築年月日	供用開始年月日	構造	建築物等の概要等	駐車場台数	供用時間	休業日
1	大池プール	北九州市都市公園、公園、公園、公園等の設置及び管理に関する条例	八幡西区鷹の巣二丁目15番2号	昭和45年8月1日	昭和45年8月1日	S造平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池)	/	9:30~17:00	1~6月まで 及び9~12月まで
2	折尾プール	北九州市都市公園、公園、公園等の設置及び管理に関する条例	八幡西区丸尾町4番14号	昭和46年7月19日	昭和46年7月19日	S造平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池)	3台	9:30~17:00	1~6月まで 及び9~12月まで
3	上津役プール	北九州市都市公園、公園、公園等の設置及び管理に関する条例	八幡西区上上津役四丁目18番	昭和54年8月4日	昭和54年8月4日	S造平屋建	25m(4コース)、幼児用(1池)	20台 (公園駐車場)	9:30~17:00	1~6月まで 及び9~12月まで
4	木屋瀬プール	北九州市都市公園、公園、公園等の設置及び管理に関する条例	八幡西区大字野郎0番4	昭和51年7月4日	昭和51年7月4日	S造平屋建	25m(6コース)、幼児用(1池)	/	9:30~17:00	1~6月まで 及び9~12月まで
5	岩ヶ鼻市民プール	北九州市都市公園、公園、公園等の設置及び管理に関する条例	戸畑区福柳木一丁目20番	昭和56年6月10日	昭和56年6月10日	RC造、S造 2F建	50m(9コース) 25m(9コース・8コース・5コース) 幼児用(1池)	18台	9:30~17:00	1~6月まで 及び9~12月まで
6	高炉台球場	北九州市都市公園、公園、公園等の設置及び管理に関する条例	八幡東区中央三丁目9番	昭和52年11月1日	昭和52年11月1日	/	競技場 7,200㎡ 収容人員 500人 ベンチ・スタンド 夜間照明	10台 (公園駐車場)	(4~10月) 6:00~21:00 (11~3月) 6:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
7	都島球場	北九州市都市公園、公園、公園等の設置及び管理に関する条例	戸畑区牧山5丁目2番	平成28年9月1日	平成28年9月1日	/	競技場 10,478㎡ 収容人員 500人 ベンチ・スタンド 夜間照明	48台 (公園駐車場)	(4~10月) 6:00~21:00 (11~3月) 6:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
8	香月中央運動場	北九州市都市公園、公園、公園等の設置及び管理に関する条例	八幡西区香月西四丁目1番	平成7年4月1日	平成7年4月1日	/	競技場 30,000㎡(夜間照明)	香月中央陸球場と共用	6:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
9	香月中央陸球場	北九州市都市公園、公園、公園等の設置及び管理に関する条例	八幡西区香月西四丁目1番	昭和60年5月1日	昭和60年5月1日	木造 +コンテナユニット	競技場 3,500㎡ (砂入り人工芝6面) 壁打2面 夜間照明 更衣室	63台 (公園駐車場)	(4~11月) 7:00~21:00 (12~3月) 7:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
10	城山緑地一チエリー場	北九州市都市公園、公園、公園等の設置及び管理に関する条例	八幡西区屋敷二丁目14番	令和2年3月予定	令和2年4月予定	RC造 平屋建	6レーン 12人立 多目的室、更衣室、トイレ	未定	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
11	八幡東体育館	北九州市都市公園、公園、公園等の設置及び管理に関する条例	八幡東区中央三丁目9番6号	昭和56年11月3日	昭和56年11月3日	RC造 2F建 S造	競技場 1,064㎡ 観客席 250人 事務室、会議室 更衣室、シャワー室 予定選種所	80台 (公園駐車場)	9:00~21:00	年末年始(12月29日~翌年1月3日)

北九州市立総合体育館等26スポーツ施設施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	建築年月日	供用開始年月日	構造	建築物等の概要等	駐車場台数	供用時間	休業日
12	総合体育館	北九州市スポーツ施設条例	八幡東区八王寺町4番1号	昭和49年1月12日	昭和49年1月12日	S造、RC造 地上3F 地下1F	第1競技場 2,560㎡ 第2競技場 886㎡ 第3競技場(多目的室) 84.5㎡ トレーニング室、事務室 会議室、更衣室ほか 収容人員9,896人、予定避難所	400台	9:00~21:00	年末年始(12月29日~翌年1月3日)
13	若松体育館	北九州市スポーツ施設条例	若松区古前一丁目1番1号	平成6年7月16日	平成6年7月16日	SRC造 2F建	競技場 1,450.58㎡ 観客席 600人 トレーニング室、事務室、会議室 更衣室、シャワー室、多目的室 プール 25m(6コース) 幼児用コーナーあり、予定避難所	160台	(プール以外) 9:00~21:00 (プール) 10:00~20:00	プール以外 年末年始 (12月29日~翌年1月3日) プール 7、8月を除く月の月曜日 (その日が休日に当たるときはその翌日) 年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
14	黒崎体育館	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区藤田四丁目1番1号	昭和51年12月20日	昭和51年12月20日	RC造 平屋建 S造	競技場 600㎡ (黒崎市民センターに併設) 更衣室、シャワー室	11台 (市民センターと共用)	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
15	城山体育館	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区屋敷二丁目14番1号	譲渡された施設のため不明	昭和53年1月26日	RC造 平屋建 S造 OB造	競技場 416㎡ 管理室、更衣室、シャワー室	30台	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
16	折尾スポーツセンター	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区大浦三丁目9番1号	平成14年4月1日	平成14年4月1日	RC造、S造 2F建	競技場 1,064㎡、観客席 580人 トレーニング室215.1㎡ 事務室、多目的ホール 更衣室、シャワー室 プール 15m(4コース) 予定避難所	64台	(プール以外) 9:00~21:00 (プール) 10:00~20:00	プール以外 年末年始 (12月29日~翌年1月3日) プール 9:00~21:00 (プール) 7、8月を除く月の月曜日 (その日が休日に当たるときはその翌日) 年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
17	香月スポーツセンター	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区香月中央一丁目9番1号	昭和54年4月15日	昭和54年4月15日	RC造、S造 平屋建	競技場 660㎡ 事務室、更衣室、シャワー室 柔道場 234.78㎡(96畳) 剣道場 234.78㎡	50台	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
18	小石プール	北九州市スポーツ施設条例	若松区小石本村町20番1号	昭和48年7月21日	昭和48年7月21日	S造 平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池)		9:30~17:00	1~6月まで及び9~12月まで
19	藤ノ元プール	北九州市スポーツ施設条例	若松区今光二丁目16番14号	昭和53年3月31日	昭和53年3月31日	RC造 平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池)	5台	9:30~17:00	1~6月まで及び9~12月まで
20	沖田プール	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区三ヶ森四丁目4番17号	昭和47年7月20日	昭和47年7月20日	S造 平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池)	5台	9:30~17:00	1~6月まで 及び9~12月まで
21	鞠ヶ谷競技場	北九州市スポーツ施設条例	戸畑区西鞠ヶ谷町20番	昭和15年	平成14年10月1日	S造、RC造 平屋建	競技場 37,000㎡(夜間照明) 第3種公認、全天候舗装、1 周走路 400m、8コース (メインストレートのみ9コース) 収容人員 10,000人 新日鐵住金から借受	200台	(共用) 7:00~20:00 (専用) 7:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
22	城山球場	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区屋敷二丁目14番	昭和57年3月27日	昭和57年3月27日		競技場 8,782㎡(夜間照明) 本部席、ベンチ	城山体育館と共用	(4~10月) 6:00~21:00 (11~3月) 6:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)

## 北九州市立総合体育館等26スポーツ施設施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	建築年月日	供用開始年月日	構造	建築物等の概要等	駐車場台数	供用時間	休業日
23	城山庭球場	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区屋敷二丁目14番	昭和57年3月27日	昭和57年3月27日		総球場 1,551㎡(全天候2面) 夜間照明	城山体育館と共用	(4~11月) 7:00~21:00 (12~3月) 7:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
24	若松武道場	北九州市スポーツ施設条例	若松区古前一丁目1番2号	平成17年4月23日	平成17年4月23日	SRC造 2F建	柔道場 444.5㎡(263.5畳) 剣道場 444.5㎡ 事務室・更衣室・シャワー一室 弓道場 6人立ち	若松体育館と共用	9:00~21:00	年末年始(12月29日~翌年1月3日)
25	八幡東柔剣道場	北九州市スポーツ施設条例	八幡東区尾倉二丁目8番34号	昭和57年2月11日	昭和57年2月11日	RC造、2F建	柔道場 347.22㎡(182畳) 剣道場 347.22㎡ 事務室・更衣室・シャワー一室	10台	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
26	八幡西柔剣道場	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区則松七丁目16番45号	昭和58年4月17日	昭和58年4月17日	RC造 2F建	柔道場 347.22㎡(182畳) 剣道場 340㎡ 事務室・更衣室・シャワー一室	50台	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)

※城山緑地アーチェリー場は、同施設の建設工事の進捗状況により、供用開始日が確定していない。従って、同施設の指定期間は、同施設の供用開始の日から、令和7年3月31日とする。



# 提 案 概 要

## 総合体育館等26スポーツ施設

団体名：公益財団法人 北九州市スポーツ協会

### 1 指定管理者としての適性について

#### (1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

- ・公益財団法人北九州市スポーツ協会は、「スポーツの普及及び振興を図り、市民の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する」ことを目的に設立され、北九州市スポーツ施設条例第1条の規程に合致した活動を展開している。
- ・以下の7つの基本方針に基づき、北九州市立総合体育館等26施設（以下「26スポーツ施設」と記載）の管理運営を行う。
  - ・法令遵守                      ・安全・安心                      ・公益・公平                      ・奉仕・貢献
  - ・連携・連絡                      ・環境配慮                      ・国際化

#### (2) 安定的な人的基盤や財政基盤

- ・同協会の加盟団体、総合型地域スポーツクラブ等に豊富な人的基盤を有している。

加盟団体	・加盟団体36団体 ・加盟者数10万人以上	・日本スポーツ協会公認スポーツ指導者・各競技団体公認審判員・競技指導者等の有資格者を多数含む。
役員・評議員	・大学教授・弁護士・社会保険労務士・元教職員 ・競技団体役員・経験者	・協会の運営全般に関して専門的な見地から相談・指導を含め、幅広く示唆、助言を求める。
職員	・38名	・各種スポーツコーチ・監督・指導者・教職経験者等、有資格者を含む。
総合型地域スポーツクラブ	・市内9クラブ ・本協会がサポート指導	・連絡協議会、クラブ交流会、レッツスポーツ、チャレンジスポーツ大会の運営委託。

- ・平成30年度決算時の基本財産：126,000千円  
(定期預金：40,000千円／債権：86,000千円)
- ・現金預金残高：11,540千円を保有し貸借対照表による流動資産：60,587千円、流動負債：37,028千円と流動比率163.6%と高い経営基盤を有し、安定的した財政基盤を確保している。

#### (3) 実績や経験など

- ・平成18年度は、北九州市立64スポーツ施設、平成22年度から総合体育館等37スポーツ施設、平成29年度から26スポーツ施設の指定管理業務を行っており、体育館、陸上競技場、庭球場、弓道場、温水プール、野球場、屋外プール等、多種多様なスポーツ施設の管理運営を

実践してきた経験及び施設管理の豊富な職員を有している。

- ・平成27年は34スポーツ施設の管理であったが、平成28年度の11月以降26スポーツ施設の管理となった（平成28年8月末に7施設が廃止され、10月末には2施設が廃止、11月から1施設が新設オープン）。管理運営の効率化により生み出した経費を26スポーツ施設の備品購入や修理、補修・修繕工事（施設の維持改善）に充当している。

	平成27年度実績	平成30年度実績	増減人数（金額）	増減率
利用者数	1,294,038人	1,106,244人	187,794人減	14.5%減
使用料収入	87,339千円	86,678千円	661千円減	0.8%減

## 2 管理運営計画の適確性

### 【有効性】に関する取組み

#### （1）施設の設置目的の達成に向けた取組み

- ・施設の管理運営目的達成のため、サービス向上、安全性向上、効率化など、運営に係るすべてにおいて「計画→実行→評価→改善」のサイクルでチェックを実践するとともに推進を図る。

生涯スポーツの普及振興 市民の健康・体力づくり	・スポーツ教室・健康教室	・みんなで走ろう会
	・総合型地域スポーツクラブ 支援事業	・北九州市内9クラブの支援・ 交流大会の開催と運営
	・スポーツ少年団の育成指導	・競技別大会開催 ・体力テスト会実施 ・指導者講習会の開催 など
スポーツ活動施設の 運営管理	・チャレンジスポーツ大会 ・レッツスポーツ ・のんびり健康教室 ・シニアリフレッシュ教室	・公認スポーツ指導者養成講習会 ・親子体操教室 ・シルバーすこやか健康教室 ・トランポリン教室
競技スポーツの普及振興	・選手強化講習会 ・国際大会等出場者支援	・ジュニア競技力向上事業 ・スポーツ競技大会への援助
スポーツ情報の収集提供	・ホームページでの広報 ・スポーツ教室・健康教室等の受講生パンフレット発行 ・各種事業案内チラシ・ポスター作製及び掲示 ・各管理事務所別案内及びリーフレット作製	・スポ協だより「Ki S S」発行

#### 【利用者数の目標値】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,200千人	1,225千人	1,250千人	1,275千人	1,300千人

- ・ 26 スポーツ施設の利用区分は、「大会での専用利用」と「個人利用」で70%を占めており、この2つの部分をターゲットに利用促進を積極的に行うことが望ましい。ただ、「大会での専用利用」は、利用者数は増えても減免となる大会が大半を占めており、北九州市の歳入となる使用料収入は、大幅な増加とはならない。このため、大会での専用利用と個人利用のバランスにも留意をしながら利用促進活動を実行していく。なお、具体的な利用促進策は以下のとおり。

- ・ 自主事業の充実 → 6つの視点（公益性、均衡性、継続性、安定性、安全性、積極性）に基づきPR等、積極的な自主事業を展開する。
- ・ 関係団体、公益財団法人北九州観光コンベンション協会、北九州商工会議所、北九州市障害者スポーツ協会、本協会賛助会員等）との連携による利用促進。
- ・ 個人利用日の設定。（原則週1回以上）
- ・ わかりやすい利用案内版での掲示と月次全体の日程表を作成し掲示。

## （2） 利用者の満足度

- ・ 利用者の満足度向上を図るため、以下の項目を実施。

### 【ハード面】

- ・ 施設・器具の整備 → 本来、市負担の修繕も緊急度により同協会とで早期に修繕整備を実施
- ・ 券売機設置 ・ 自動販売製氷機の設置 ・ セーフティBOX の設置 ・ 施設設備の安全確保
- ・ 体育館等管理施設の使用用具及び器具、機器のメーカーによる定期点検と早期改善の実施
- ・ デジタルサイネージの導入（競技スポーツのニュース、天気予報、他施設情報などの提供）
- ・ 台風及び災害時の「予定避難所」として、避難者受入れと休息所整備及び情報提供用TV設置待機時の備品（水・非常食）の完備

### 【ソフト面】

- ・ 早朝及び深夜延長の開館（大会の専用利用等準備及び片付け時間の柔軟な対応）
- ・ 大規模大会時（選手・トレーナーの要望に応じた）トレーニング室など施設の柔軟な開放
- ・ 体育館周辺利用者（幼稚園児等遠足及び悪天候時）の更衣室・トイレ・シャワー室の利用開放
- ・ 施設周辺地域住民との連携。（TV電波障害対策／福祉ボランティア団体・町内会との利用調整）
- ・ 高校生インターンシップ及び近隣小学校の社会科体験学習など施設への積極的な受入れ
- ・ 自主事業の充実 **【主な新規事業】**

〔「北九州マラソン」を目指すランニング教室 「東京五輪」を目指すトランポリン教室〕  
〔「東京五輪」を目指すフェンシング教室 「東京五輪」を目指すアーチェリー教室〕

- ・ 総合体育館会議室のスポーツ目的外（文化（絵画）教室など）貸出の柔軟化（空き状況で許可）
- ・ 教室申込方法の多様化（従来の往復はがきに加え、新たに電子メールでも受付可能な推進）
- ・ 接遇の向上（職員研修の徹底による満足度目標値 令和6年度98%以上の維持推進）
- ・ 多様な手法による利用者の意見把握（ご意見箱の設置、定期アンケート、自主事業アンケート、窓口での把握及び加盟団体事務局長会議、理事会・評議員会など、多種多様な意見を把握）
- ・ 苦情対応5つの基本方針（未然防止、隠ぺい防止、再発防止、誠実対応、迅速対応）の推進
- ・ 利用者へのご意見・要望・苦情等を管理運営の改善につなげる仕組みづくりと構築

<b>【効率性】に関する取組み</b>	
<b>(1) 指定管理料及び収入</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光熱水費、一時委託費、人件費等の効率化と削減を図り、施設の老朽化対策と改善に努める。</li> <li>・市の歳入となる使用料収入を令和元年度、90,000千円を目指す。</li> <li>・過去4年間の平均収入を上回る使用料収入を目指す。</li> </ul>
<b>(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・永年の管理運営と専門家や経験を活かした確度の高い収支積算（利用拡大と業務改善を实践）</li> <li>・想定外の事態発生にスピーディーな責任ある対応と処置 ・再委託業者への適正な管理指導</li> </ul>

<b>【適正性】に関する取組み</b>	
<b>(1) 管理運営体制など</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会・評議員会、会長、副会長、専務理事、常務理事等による統括した管理体制</li> <li>・事務局長1名、係長2名・所長4名、一般職31名の合計38名の職員を配置による管理</li> <li>・協会加盟36団体、総合型地域スポーツクラブ、協賛企業及び個人団体などによる支援</li> </ul>
<b>(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</b>	<p><b>【個人情報保護】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護体制の確立 ・個人情報保護規程の策定</li> <li>・個人情報保護マニュアルの作成・活用 ・具体的な個人情報保護措置の実施</li> <li>・セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント禁止マニュアルの作成と就業規則との併用</li> </ul> <p><b>【平等利用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付業務、受付方法、利用案内などの平等利用・公平性の確保と徹底</li> <li>・人権研修などの実施 ・障害者用及び外国人用に利用しやすい施設の工夫と改善推進</li> </ul> <p><b>【安全対策・危機管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検体系の確立（日常点検、定期点検、臨時点検、緊急点検）の推進</li> <li>・プールでの事故防止対策の徹底 ・過去の実績に基づく駐車場警備体制と事故防止の強化</li> <li>・不慮の事故防止（屋外プールに雷検知器の設置、鞘ヶ谷競技場にドライミストの設置）と活用</li> <li>・万一の災害、事故等発生時の危機管理体制の確立（緊急対応マニュアルの活用）</li> <li>・職員全員がAED講習を受講 ・セーフティーボックス・コインロッカーを施設に設置</li> <li>・夏季熱中症対策（総合体育館 第二競技場）早朝から競技場の換気扇及び大型扇風機の稼働</li> <li>・管理施設において（各会議室を活用した）エアコンの早朝稼働と利用による熱中症対策の実施</li> </ul>

**提案額（千円）**

令和2年度	512,199千円
令和3年度	512,199千円
令和4年度	512,199千円
令和5年度	512,199千円
令和6年度	512,199千円

## 総合体育館等26スポーツ施設指定管理者検討会 会議録

1 開催日時 令和元年 10 月 7 日（月） 9：40～10：45

2 場 所 北九州市役所 15 階 15C 会議室

3 出席者 (検討会メンバー)

井口構成員、河邊構成員、田代構成員、寺崎構成員、南構成員  
(事務局)

市民文化スポーツ局 スポーツ振興課

スポーツ施設担当課長、担当係長、担当職員

4 会議内容

○応募団体（公益財団法人北九州市スポーツ協会）より提案概要に関してヒアリング。

（提案書の内容につき説明）

○応募団体（公益財団法人北九州市スポーツ協会）との質疑応答。

**(構成員)**

・平成30年度の一般会計収支計算書のお金の流れを説明してほしい。

**(応募団体)**

・再委託の見積りに誤りがあったため、再入札を行った結果、金額が高くなった。従来、再委託していたものを直接行うことで、経費の削減に取り組んだ。

**(構成員)**

・多種多様なマニュアルを作成しているが、どのように従業員に周知しているのか。

**(応募団体)**

・すべてを周知するのは難しい。接遇を第一と考えている。年に4～5回の研修会を実施し、メニューを変えて行っている。

**(構成員)**

・再委託一覧に金額が記入されていないが、見積もりは徴収していないのか。

**(応募団体)**

・試算しているが確定していないため、再委託一覧に記載していない。

**(構成員)**

・応募団体には多くの加盟団体があるが、施設の管理運営上、利用者数増加に向けて、具体的にどのような取組みを行うのか。

**(応募団体)**

・バドミントン、卓球、バスケ、バレー、フットサルなど、使用頻度の高い団体と連携しながら、利用者数の少ない平日利用を促している。また、卓球協会では年明けに大会があるため、年末年始は休館日であるが、練習への活用を考えている。

**(構成員)**

- ・利用者を増やす取組みとして、HPでの広報がある。現在のHPを閲覧したが、例えば施設の案内に利用時間や料金の案内が無く、見にくい。HPはいつ作成し、リニューアルは行っているのか。

**(応募団体)**

- ・平成24年度に作成し、リニューアルを計画している。

**(構成員)**

- ・自主事業の充足率はどれくらいか。また、ニーズの把握はどのように行い、施設に足を運んだことのない人をどう取り込むように考えているか。

**(応募団体)**

- ・充足率は、健康教室では目標の70%、スポーツ教室では100%を超えている。スポーツ教室は、講師を増やして対応する。  
ニーズについては、参加者に資料を配布して、意見を聞いている。

**(構成員)**

- ・参加者募集のビラでは、往復はがきでの応募となっているが、若い世代はスマホを見る。スマホなどからの申し込み対応は考えているのか。年代に応じた募集方法を掲載したビラを作成するとよいのではないか。

**(応募団体)**

- ・往復はがきでの応募は従来から行っており、その方がいいという人もいる。また、ネット申し込みは行っているが、チラシへ掲載していない。これから改善する必要があると考えている。

**(構成員)**

- ・会議室の有効利用について提案しているが、空き状況はインターネットなどで簡単にわかるのか。

**(応募団体)**

- ・インターネットには対応していない。空き状況は施設へ電話で確認する必要がある。また、施設で空き状況を掲示する。地域の自治会や絵画教室などに開放する。

**(構成員)**

- ・総合型地域スポーツクラブでは文化的なプログラムが入っている。文化的な要素を入れることで、普段、スポーツ施設を利用しない人にも足を運んでもらい、新しい人を取り込む取組みも必要ではないか。

**(応募団体)**

- ・文化的な要素は考えていないが、総合体育館は、大規模な大会が行われているというイメージあり、個人で利用できるということがあまり知られていない。そこで、総合体育館でいろいろなことが出来ることをPRするイベントを計画している。チラシを広く広報すること、ホームページの改善も計画している。

**(構成員)**

- ・新しく施設を利用する人、事業へ参加する人とリピーターの割合はどれくらいか。

**(応募団体)**

- ・新規利用は2割ほど。教室はほとんどが継続利用者であるが、シニアを対象としたストレッチ教室は口コミで新規利用者が増えている。希望の多い教室は開催日を増やして対応している。

**(構成員)**

- ・市に要望はあるか。

**(応募団体)**

- ・利用者から、主催・共催事業が多いため、一般利用者が使用できないという声がある。主催・共催事業について制度の見直しを検討してほしい。

**(構成員)**

- ・仕様を達成するために現場に負担があるのではないか。無理なく働くことのできる提案となっているか。

**(応募団体)**

- ・スタッフは協力的であり、無理なく行うことが出来る。事業係と管理係があるが、連携し協力しながら業務を行っている。

**(構成員)**

- ・HPの改修の際には、業務の負担軽減につながるものにしていただきたい。

**(構成員)**

- ・協会の組織が大きいため、マンネリ化している点はないか。

**(応募団体)**

- ・評議員や加盟団体は年数での交代や定年制を設定しているため、例年、40%は新規である。そのため、新しい意見をもらうことが出来ている。

- 構成員は、提案概要のヒアリングと質疑応答を受けて各自得点を記入し発表。その後、構成員全員で意見交換。

**(構成員)**

- ・応募団体としての活動と指定管理者の立場を整理してほしい。

**(構成員)**

- ・施設の有効利用について、あと一步の工夫や取組みがほしい。
- ・大会準備などで縛られるのは仕方ないが、もっと踏み込んだ提案がほしい。

**(構成員)**

- ・しっかりとした体制で適正な対応ができる。
- ・行政や競技団体との連携に期待できる。

**(構成員)**

- ・団体の特徴を活かした安定的な運営が期待できる。
- ・若い世代やIT環境の変化への対応が不十分である。

## (構成員)

- ・財政的にみると不安があり、東京の会計事務所にサポートを委託しているが、地元でつながりをもってサポートを受ける体制を整えてはどうか。
- ・資料の作り方や提案の仕方を勉強してほしい。
- ・評議委員など、スタッフの入れ替わりがある点は安心した。

### 5 検討会としての検討結果について

各構成員の評価レベルを再度確認したうえで、検討会としての各審査項目の評価レベルを下記のとおり、決定した。

#### 1 指定管理者としての適性のうち、

- (1) 施設の管理運営に関する理念、基本方針については、3
- (2) 安定的な人的基盤や財政基盤については、3
- (3) 実績や経験などについては、3

#### 2 管理運営計画の適確性に関する有効性のうち、

- (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組みについては、3
- (2) 利用者の満足度については、3

#### 効率性のうち、

- (3) 指定管理業務に係る経費については、3
- (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性については、3

#### 適正性のうち、

- (5) 管理運営体制などについては、3
- (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制などについては、3

- ・施設の有効活用などについての提案に物足りなさはあるものの、競技団体との連携も含めしっかりした人的基盤を有しているため、安定的な運営が期待できる。また、組織内の評議員などの入れ替わりが一定数あることから、環境の変化に対応した運営に期待できる。以上のことから、総合体育館等26スポーツ施設の業務を行うのに十分な適格性を有していると考えます。

- ・付帯意見について。財務管理を厳格に行い、安定的で持続可能な運営を確保すること。